

地方からの提案個票

<関係府省庁第2次回答まで>

重点事項		ページ
18	認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行	1
36	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	4
34	診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し	8
3	住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等	21

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	109	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。
具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

具体的な支障事例

認定証は都道府県知事が紙媒体で発行しており、個々の認定申請を審査・交付する業務が生じている。認定された特定行為の種別(複数可)を紙の認定証に記載する仕様であるため、行為の種別が追加されるたびに書換え交付の手続が必要となり、その都度、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生する。当県においては、認定証の交付において年間約 60 時間の事務負担が発生しており、国家資格等情報連携・活用システムの利用やデジタル資格者証の活用により、事務負担の軽減が期待できる。

また、利用者の状態変化等に応じて介護職員が対応できる特定行為の種別を追加しようとする場合、改めて研修を受講し、修了後に書換え交付の申請を行う必要がある。申請から新たな認定証が手元に届くまでの間、当該行為を実施できない状態となるリスクがある。

介護事業所・障害福祉サービス事業所等においては、認定特定行為業務従事者を雇用・配置する際、認定証の有効性(認定の有無・対応可能な行為の種別)の確認は目視のみに依拠している。認定証の偽造・記載内容の改ざんが可能な状態であり、確認の正確性・信頼性に課題がある。また、紙の認定証のコピー管理の負担が大きい。

デジタル庁は国家資格等のデジタル化を推進しており、令和8年度以降、介護・福祉分野の各資格についても順次デジタル化の対象とされている。しかしながら、認定特定行為業務従事者認定証は国家資格等情報連携・活用システムの活用が決まっておらず、また、法令上「紙の認定証の交付」を前提とした仕組みとなっており、法令の手当てなしにデジタル化を進めることはできない。提案募集を通じて根拠法令等の改正を実現することが不可欠である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定証の発行・書換えに係る都道府県の事務が大幅に軽減される。
 従事者が都道府県に対し認定証交付申請や書き換え交付申請を行う手間が削減される。
 事業所等がデジタル資格者証の二次元コードの読み取りにより、認定の有無・対応可能な行為種別をリアルタイムかつ正確に確認でき、真正性・改ざん防止が確保される。
 国家資格等のデジタル化という国の政策方針との整合性が確保される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 10 条から第 12 条、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条から第8条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、兵庫県

—

各府省庁からの第 1 次回答

認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚労省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。
 また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。
 なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「国家資格システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい」との見解では、導入の可否も時期も不明確である。
 令和7年6月13日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進」を重点的取組として掲げ、その土台である「構造改革のためのデジタル原則」も、書面や目視等を義務付ける手続はデジタル処理での完結を基本としている。紙の認定証と事業所による目視確認に依拠する現行の認定特定行為業務従事者認定証はまさに見直しが求められている対象であると言える。本認定証のみをデジタル完結の枠外に置くのはこれら閣議決定の方針と不整合であると考ええる。
 先例として建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者等登録では令和7年12月から国家資格システムを用いた原則オンライン受付・デジタル資格者証交付が実現しており、デジタル資格者証によることが困難な事情がある場合にのみ個別に対応することとされているので、これにならった法改正等を行われたい。
 委託により事務処理されていても委託先が国家資格システムを利用することは妨げられない。申請書・認定証の様式が都道府県間で異なる点については、同システム標準仕様の導入により事務が画一化されむしろ事務改善につながると考える。さらに、同システムへの移行等により、住基ネットとの連携で氏名変更や死亡等の異動を届出によらず職権処理することが可能となり、登録簿の最新性が確保され事務手続きがより適正化されるというメリットもある。
 本件についてデジタル完結に向けて令和8年度中に着手すべく、工程と時期を国において具体的に示されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用を検討いただきたい。その際は、国家資格等情報連携・活用システムの導入に係るイニシャルコストだけでなく、長期的な事務負担軽減の効果を考慮いただきたい。

建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証を登録証の原本と位置付けている資格が既にあることも踏まえ、認定特定行為業務従事者についても、デジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることについて検討いただきたい。

上記については、第2次回答及び第2次ヒアリングの場で検討結果を踏まえた対応の方向性を示せるよう進めていただきたい。

各府省庁からの第2次回答

都道府県へアンケートを実施したところ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したいというご意見があった一方で、年間数十件程度の件数であり費用対効果に乏しい、マイナンバーカード取得が任意であるためシステムと紙の申請が平行して行われ事務負担が増加するなどのご意見もあった。このため、当該システムを全国一律で導入するのではなく、希望する都道府県において令和10年度以降に順次活用可能とすることを目指し、関係省庁とも協議の上、必要な検討等を進めてまいりたい。

また、本システムは希望する都道府県において順次活用いただくことを想定していることから、現時点においては、紙の認定証を廃止し、デジタル資格者証を一律に認定証の原本として位置付けることについては、対応困難であるが、原本の取り扱いについては、他の資格の状況等も踏まえ引き続き検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理 番号	241	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会保険(以下、「社保」という。)における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【健康保険制度】

同じ月内に国民健康保険(以下、「国保」という。)や社保等とで資格の切り替えがあった場合、加入者がその月の健康保険料を二重払いすることがないように、月末に加入していた保険の保険者に対して、保険料を支払う仕組みとなっている。

【社保の例外】

社保は、同月得喪となった場合、月末に加入していなくても、健康保険料が発生する。(健康保険法第156条)

【支障事例】

地域住民が、同じ月内に社保への加入・脱退を3回繰り返し、月末には国保に加入した場合、その月は社保が3か月分、国保が1か月分、あわせて4か月分の健康保険料が発生することになる。

【厚生年金保険料の救済制度】

厚生年金保険料についても、以前は健康保険料と同様に、同月得喪の場合はその月の保険料を徴収されていた。

しかし、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行にともない、厚生年金保険料の二重払いを救済するため、厚生年金保険の適用事務が改正され、原則どおりに徴収された後、年金事務所から事業主に還付されることになっている。

【制度改正の必要性】

二重払いの問題がありながら、厚生年金保険料のみ救済制度が作られ、健康保険料は放置されてきている。地域住民は、同月得喪により、1月のうちに2か月分、3か月分、もしくはそれ以上の健康保険料を負担しなければならない。健康保険料を労使折半により負担している事業主にとっても、同様である。

また、国保の窓口業務において、加入者に健康保険料の二重払いを理解してもらうことは、非常に困難である。

【支障の解決策】

そこで、健康保険法を改正することにより、社会保険料の月割算定における同月得喪の仕組みを見直し、健康保険料の二重払いを解消できると考える。

【自治体の事務における支障】

既に該当月分の健康保険料を支払っていると主張し、被保険者が国保税を納めない場合、国保税の滞納整理事務が生じている。社会保険の健康保険料は給与から天引きされるが、国保税は納付書などにより自ら納める

普通徴収である(年金天引きを除く)ため、納付意思のない被保険者から徴収することは非常に難しいものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の国保窓口において、6月1日から社保に加入、6月6日に脱退(5日退職)した者の国保の加入手続きを行った。このまま6月末まで国保に加入していた場合、国保の6月分の保険料がかかると説明したところ、「退職した会社からも、6月分の社会保険料がかかると説明された。5日分の給与からは1月分の社会保険料が引き切れないため、給与が手元に残らないうえ、残りの社会保険料を別途請求されている。さらに国保の保険料を支払うのは納得できない。制度の見直しを求める。」と要望を受けた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地域住民が1月分の健康保険料を二重、三重に支払うという不合理が解消され、加入者の経済的な負担が軽減される。
- ・同月得喪の保険料が発生しなくなれば、月末に加入していた保険に対して保険料を支払うという原則に例外がなくなるため、窓口業務において加入者の理解が得られやすい。
- ・法改正を行うことによって、厚生年金保険料の二重払いも発生することがなくなるため、年金事務所が実施している事業主への還付事務の削減にもつながる。また、事業主が還付された社会保険料を元従業員に返還する必要もなくなる。
- ・二重払いへの反発を理由に国保税を納めないというケースが発生しなくなり、滞納整理事務の軽減につながる。

根拠法令等

健康保険法第156条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市

○国保においては、同様に、加入者に健康保険料(税)の二重払いを理解してもらうことが非常に困難であるため、二重払いの解消を要望する。

○当市でも、本提案内容に関する被保険者からの苦情は発生しており、社会保険側に説明を聞くよう説明しているが、そのことにより、本来納税義務のある国保税の支払いを拒否するケースもあり、納得を得ることが難しい状況も発生している。本提案については、住民から制度の見直しを求める声も多く、国保税の公平な負担の確保に寄与するため。

○提案団体と同様、窓口においてトラブルになるケースが発生しており、制度の例外的な措置となることから、被保険者の理解が得られにくい。月末に国民健康保険に所属している場合、先に社会保険料が徴収され、国民健康保険料(税)の請求が後日となるため、国民健康保険側でのトラブルとなってしまう。保険料(税)の歳入減だけでなく、国保担当、徴収担当の負担は多大となっている。

各府省からの第1次回答

健康保険法(大正11年法律第70号)では第156条第1項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。

健康保険は、(厚生年金と異なり、)多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。

ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性（加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性）が生じます。

さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではないと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の実現により、「同月得喪となった被保険者が、加入期間中に医療機関を受診した場合、保険者は保険料を徴収できないにもかかわらず、保険給付を行うこととなる」という可能性が生じることに対する関係府省の懸念については、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、実際にその状況で運用しており、それにより問題が生じているとは考えていない。公的医療保険では、その保険料（税）を月割で徴収しているが、ある月に医療給付を行いながらも、月末前に資格を喪失した場合は、その月の保険料（税）は徴収することができない。同月得喪もそれと何ら変わらないからである。

また、「健康保険は、多数の保険者が各々で運用」しており、「それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収している」とあるが、同月得喪により、同月内に全く同一の健康保険に2回加入した場合でも、その同一の健康保険に対して2か月分の保険料を支払わなければならない。これは明らかに過剰な徴収であると言える。

結論として、現行制度は被保険者にとっては「保険料の二重払い」と感じるものであり、制度への反発から普通徴収である国民健康保険料の納付を拒否する事例が発生しているのは、支障事例として示したとおりである。また、同月得喪を廃止したとしても、保険者にとって「給付と負担のバランス」を崩すほどの影響は生じないため、国民健康保険の保険者である当市の立場としては、健全な制度運営及び住民の過重負担防止のためにも、早期の改正を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【羽曳野市】

回答のとおり、健康保険は多数の保険者が各々で運用し、同月内に複数の医療保険の資格を有するとそれぞれ保険給付リスクが発生することは承知しているが、前月から継続して被保険者であった者が資格喪失した場合その月分は算定しないのであれば、その月を見ると保険給付を行うリスクが発生することになりはありませ

ん。

また、国民健康保険の場合も各々の保険者が運用しているが、国民健康保険の場合は資格を取得した月に他保険を取得した場合、保険料を徴収できない仕組みであり整合性が取れていない。

回答に記載の「公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではない」とについて、将来的に公的医療保険の一元化という話もある中で、民間の保険ではなく公的医療保険という性質から職業を同月に複数変わることをもって被保険者自身に負担を強いることは適切ではないため公的医療保険という視点から検討すべきと考えます。

【大野城市】

国民健康保険では同月得喪の際に、保険税（料）は賦課されず、回答にある「保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う」状況が生じている。

さらに、「加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性」ともあるが、同様に国民健康保険ではこういった状況が発生している。国民健康保険と社会保険におけるこの取扱いの不公平をどのように解消し、双方の被保険者にご理解いただくのかお示しいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

前月に健康保険の資格を有していた場合には、退職する月の保険料は負担無しで保険給付を受けることが可

能であり、現行制度で既に、「給付のリスクがあるのに負担は免除される」状況は生じている。
 仮に被保険者の同月内の転職先が同一の保険者の場合であっても、二重に保険料が徴収される制度となっている。
 また、現行制度は国民と事業主に過重に負担をさせる制度となっており、自治体にとっては苦情対応や滞納整理事務が発生している。
 厚生年金においては、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、同月得喪時に国民に過重に厚生年金保険料を負担させないよう制度を見直している。
 同じ公的負担である健康保険においても、同月得喪時に過重に健康保険料を徴収している現行制度を見直すべきではないか。
 日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することなど、支障解決に資する方策を第2次ヒアリングで示すべきではないか。
 なお、日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することで、どのような実務面やコスト面（システム改修が必要であれば、その内容・時期等）の問題が想定されるかを示されたい。

各府省からの第2次回答

被用者保険においては、被保険者が同月得喪となる場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。
 該当者から保険料を徴収しないこととした場合、当該組合の保険収支に影響が生じ、小規模な健保組合等では保険料率に影響が生じるおそれがあり、実態を踏まえた検証が必要であると考えております。
 加えて、事務処理方法の変更やシステム改修にかかるコストが増大するおそれもあり、これらの保険者・事業主等への影響、システム改修の規模、保険者の意向、同月得喪の対象となる方の実態等を調査し、保険者・事業主等の実務への影響等を勘案しつつ検討して参ります。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
 (2)健康保険法(大11法70)
 (v)健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理 番号	173	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県にのみ強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和6年6月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討すべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに任せるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第 10 条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成 21 年 10 月 23 日民集 63 巻 8 号 1849 頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第 1 次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第 1 次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第 2 版））」（全国会計職員協会）によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資金不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してよろしいか。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成 25 年 7 月 19 日付け保国発第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有が図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(6)】

児童福祉法(昭 22 法 164)、国民健康保険法(昭 33 法 192)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収(児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項)に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案と類似の支障を有する制度等】

4【内閣官房(2)】【内閣府(6)】【総務省(39)】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和 8 年中に提供する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費(約2億円)の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないとの回答だが、そうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。

さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。

当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧妙に準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。

市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。

令和3年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。

以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切に願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【花巻市】

「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給(国保連からの請求)時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所(事業者)が指定取り消し等により廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難(その時点で事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない)となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めるのではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

【高岡市】

本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の

徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。第1次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考え。このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。

【高槻市】

現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。

【茨木市】

障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担するべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当するとのことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金（障害者自立支援給付費国庫負担金）は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項又は第2項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。

また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考え。一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取扱われることが適切と考え。

加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。

これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

【宮城県】

・被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにも関わらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。

・阪神・淡路大震災では、5回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。

・今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。

【熊本市】

本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。

東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、借受人が生活困窮や

資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にでこそあれ、市町村に財政負担が生じるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は令和6年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。

【全国市長会】

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないように制度を見直されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考えため、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

<市町村負担の見直しについて>

第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難とのことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性について議論しているものではないため、御

指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除されない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わなければならないのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのではないか。

市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であり返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、また、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされていること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保のための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。

特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについても償還免除の対象に加える必要があるのではないか。

上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。

＜東日本大震災の特例の一般の災害への適用拡大について＞

東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例（以下「東日本特例」という。）について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例については、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能ではないか。

なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

各府省からの第2次回答

1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者を支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金（内閣府）】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、まずは返済に向けてご努力いただくことが原則であると考えます。

市町村において債権放棄を行うことは、借受人の返済を免除することと同じであることから、上記の観点から、

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定める免除事由以外の免除を認めることは困難であり、市町村が債権放棄した際に、国が当該債権に係る国への償還金の一部又は全部を負担することも困難である。

同法に基づき免除が行われた場合には、国及び都道府県に対する償還を免除することとしており、一定程度負担は行っているところである。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、一次回答で述べたとおり、未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)により様々な特別の措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)記載内容

4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(6)】

児童福祉法(昭22法164)、国民健康保険法(昭33法192)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収(児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項)に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案と類似の支障を有する制度等】

4【内閣府】

(2)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平23法40)

災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律10条)については、以下のとおりとする。

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律103条)に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成23年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平23政令131)13条5項に定める最終支払期日から10年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。

- ・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	334	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

身体障害者手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、市町村から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

具体的な支障事例

身体障害者手帳の所持者が氏名や居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、身体障害者福祉法施行令に基づき、都道府県に対し市町村を経由しての記載事項変更の届出が義務付けられている。この届出義務のために、市町村の窓口では、住基システムにより氏名や居住地変更に関する情報を正確に把握できているにも関わらず、該当者に対して別途届出書の記入・提出を求めている。これは実質二度手間であり、特に移動に困難を伴う障害者やその家族にとって大きな負担となっている。また、市町村においても、住基情報と届出書の内容を二重に照合・管理する事務が生じており、行政運営の非効率を招いている。さらに、本人からの届出がない限り、県は手帳情報の更新を行うことができず、住基情報と手帳台帳の情報に不一致が生じているケースが散見される。これにより、通知の誤送付やサービスの案内漏れのリスクが生じており、データの正確性が担保されていない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市では、年間約 200 件の当該変更届を受理しているが、この届出が不要となれば、障害者権利条約に基づく合理的配慮の提供が実現し、該当者にとって負担が大きく軽減される上、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。また、都道府県においては、各市町村からの大量の紙の届出書の受領・確認作業が不要となり、台帳更新事務の効率化につながる。さらに、住基情報の連携により、都道府県・市町村間での情報不一致が解消され、行政データの正確性・信頼性

が向上する。

根拠法令等

身体障害者福祉法施行令第9条第2項及び第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、越谷市、平塚市、尾張旭市、別府市、特別区長会

○当市は、紙の身体障害者手帳を使用しており、住所変更があった際には紙手帳に新住所を記載し公印（福祉事務所長印）を押印する必要があるが、福祉の窓口に来庁していただく課題が残されている。

○身体障害者手帳所持者が氏名や住所の変更を行った際は、他課で行う変更手続き後に別棟にある障がい福祉窓口にて変更届手続きを行うよう案内しているが、窓口同士が離れているため、該当者にとって手間となっている。また、書類記載の手間もかけている。

○手続きが障害者等の大きな負担となっているほか、窓口の混雑や待ち時間の増大につながっている。

○本人からの届出がない限り、県で手帳情報が更新されないため、住基情報と手帳台帳の情報が不一致が生じているケースがある。これにより、サービスの案内漏れのリスクが生じており、データの正確性が担保されていない状況となっている。

また、当該手帳の保有者は高齢のため自身で現行の手続きが難しい人も多いため、合理的配慮の提供の観点より手続きの簡素化のニーズは高いと思われる。

各府省庁からの第1次回答

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第9条第2項により、身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、または同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、当該居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由し、また、同条第4項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められています。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」とこととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

また、障害者支援施設に入所したとき等は、施行令に基づく居住地変更の届出義務がないことから、その居住地が住民基本台帳法に基づいて届け出たものとは異なる可能性があるため、それも含めて検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行令に基づく届出の際には、身体障害者手帳を添えて届け出ることとされており、同条第5項により、その届出があったときは、その福祉事務所の長等は、身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならないと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護保険法と同様の「みなし届出」制度の導入について検討を行うとのことだが、検討の時期や具体的な方向性が明示されておらず、実現に向けた道筋が不明確である。

まず、介護保険法で規定する被保険者の届出等とは異なり、届出先が都道府県知事であることに言及されているが、いずれにしても市町村が届出の窓口となっており、届出先の違いは制度設計上の技術的な問題に過ぎない。住民基本台帳情報に基づいた、市町村と都道府県の情報連携により、提案の実現は十分可能である。

次に、障害者支援施設入所時等の居住地変更（居住地特例）について言及されているが、現行、市町村で居住地特例への該当の有無を判断し、運用していることから、市町村が庁内で情報連携を行うことで、都道府県への進達において居住地特例該当者を除外することは技術的に可能であり、施設入所等の特殊事例を理由に制度改正を躊躇する必要はない。例えば、当市では、住所異動所管課において居住地特例への該当を確認し、障害者手帳所管課への案内の有無を判断しており、該当性については、窓口システム上でも確認できるため、部署を跨いだ情報連携は可能である。

また、手帳の書換え事務については、住所異動手続き時に対応することで窓口のワンストップ化が実現する。現在の二重届出による非効率性と住民負担の解消こそが本提案の核心である。

本提案は住民の負担軽減と行政事務の効率化を図る重要な制度改革であり、障害者への配慮の観点からも早急な対応が求められることから、令和8年度内に具体的な制度改革案の策定に向けた調査・検討を行い、令和9年度中の施行を目指すよう、スケジュールを明確にされたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

各府省庁からの第2次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への届出を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①(みなし届出を導入)については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、身体障害者手帳においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、身体障害者手帳については、実施主体が都道府県である。このため、身体障害者手帳の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、手帳所持者から、手帳を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②(住基ネットを活用)については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるとのご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、身体障害者手帳の交付対象者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、全国で約467万人の手帳交付対象者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について手帳交付対象者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があり、例えば、市町村が手帳交付対象者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、身体障害者手帳の氏名及び住所変更に係る都道府県への届出については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	335	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

具体的な支障事例

精神障害者保健福祉手帳の所持者が氏名や居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に基づき、都道府県に対し市町村を経由しての記載事項変更の届出が義務付けられている。

この届出義務のために、市町村の窓口では、住基システムにより氏名や居住地変更に関する情報を正確に把握できているに関わらず、該当者に対して別途届出書の記入・提出を求めている。

これは実質二度手間であり、特に移動に困難を伴う障害者やその家族にとって大きな負担となっている。

また、市町村においても、住基情報と届出書の内容を二重に照合・管理する事務が生じており、行政運営の非効率を招いている。

さらに、本人からの届出がない限り、県は手帳情報の更新を行うことができず、住基情報と手帳台帳の情報に不一致が生じているケースが散見される。これにより、通知の誤送付やサービスの案内漏れのリスクが生じており、データの正確性が担保されていない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市では、年間約 100 件の当該変更届を受理しているが、この届出が不要となれば、障害者権利条約に基づく合理的配慮の提供が実現し、該当者にとって負担が大きく軽減される上、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

また、都道府県においては、各市町村からの大量の紙の届出書の受領・確認作業が不要となり、台帳更新事務

の効率化につながる。

さらに、住基情報の連携により、都道府県・市町村間での情報不一致が解消され、行政データの正確性・信頼性が向上する。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項及び第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、尾張旭市、三重県、別府市

○精神障害者保健福祉手帳所持者が転居等を行った場合、転居等手続き後にそのまま障がい福祉窓口にて変更届手続きを行うよう案内しているが、窓口同士が離れているため、該当者にとって手間となっている。

○記載事項変更届の提出を不要とすることで事務負担の軽減が図られる。また、障害者本人の手続負担も軽減されることに加え、窓口への来庁者が減少することで混雑が緩和され他の来庁者の利便性向上が図られる。県への進達事務において、電磁的記録による報告が可能となれば事務負担の更なる軽減が図られる。

○手続が障害者等の大きな負担となっているほか、窓口の混雑や待ち時間の増大につながっている。

○本人からの届出がない限り、県で手帳情報が更新されないため、住基情報と手帳台帳の情報に不一致が生じているケースがある。これにより、サービスの案内漏れのリスクが生じており、またデータの正確性が担保されていない状況となっている。また、当該手帳の保有者はその障がいのため自身で手続きができない人も多いため、合理的配慮の提供の観点より手続きの簡素化のニーズは高いと思われる。

各府省庁からの第1次回答

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第7条第2項により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、その居住地を管轄する市町村長を経由し、また、同条第4項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められています。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」とこととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行令に基づく届出の際には、精神障害者保健福祉手帳を添えて届け出ることとされており、同条第3項によりその届出があったときは、その市町村長は、精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならないと定められております。また、同条第5項により、その届出があったときは、都道府県知事は旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならないと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護保険法と同様の「みなし届出」制度の導入について検討を行うとのことだが、検討の時期や具体的な方向性が明示されておらず、実現に向けた道筋が不明確である。

まず、介護保険法で規定する被保険者の届出等とは異なり、届出先が都道府県知事であることに言及されているが、いずれにしても市町村が届出の窓口となっており、届出先の違いは制度設計上の技術的な問題に過ぎない。住民基本台帳情報に基づいた、市町村と都道府県の情報連携により、提案の実現は十分可能である。

また、手帳の書換えや新たな手帳交付事務については、住所異動手続き時に対応することで窓口のワンストップ化が実現する。現在の二重届出による非効率性と住民負担の解消こそが本提案の核心である。

本提案は住民の負担軽減と行政事務の効率化を図る重要な制度改正であり、障害者への配慮の観点からも早急な対応が求められることから、令和8年度内に具体的な制度改正案の策定に向けた調査・検討を行い、令和9年度中の施行を目指すよう、スケジュールを明確にされたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

各府省庁からの第2次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への申請を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①(みなし届出を導入)については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、精神障害者保健福祉手帳においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、精神障害者保健福祉手帳については、実施主体が都道府県である。このため、精神障害者保健福祉手帳の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、手帳交付対象者から、手帳を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②(住基ネットを活用)については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるというご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、精神障害者保健福祉手帳の交付対象者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、全国で約155万人の手帳交付対象者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について手帳交付対象者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があり、例えば、市町村が手帳交付対象者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、精神障害者保健福祉手帳の氏名及び住所変更に係る都道府県への申請については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	336	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、自立支援医療受給者証の記載事項変更の届出を不要とすること。
併せて、精神通院医療において、市町村から都道府県への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

具体的な支障事例

自立支援医療の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が氏名や居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき、支給認定を行った市町村等に対し記載事項変更の届出が義務付けられている。
この届出義務のために、市町村の窓口では、住基システムにより氏名や居住地変更に関する情報を正確に把握できているにも関わらず、該当者に対して別途届出書の記入・提出を求めている。
これは、実質二度手間であり、特に継続的な治療を要する障害者やその家族にとって大きな負担となっている。
また、本制度は医療費の公費負担に関わるため、届出漏れがあると医療機関の窓口で提示する受給者証と、既に更新済みの健康保険証の内容に不一致が生じ、窓口での確認作業が煩雑になるなどの混乱を招いている。
行政側においても、住基情報で事実確認ができていない事項について、改めて届出書の受理・審査・住基情報との照合・編綴管理を行う事務が発生しており、非効率が生じている。
さらに、精神通院医療においては、本人からの届出がない限り、都道府県は受給者情報の更新を行うことができず、住基情報と受給者情報に不一致が生じているケースが散見される。これにより、通知の誤送付やサービスの案内漏れのリスクが生じており、データの正確性が担保されていない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市では、年間約 120 件の当該変更届を受理しているが、この届出が不要となれば、障害者権利条約に基づく

合理的配慮の提供が実現し、該当者にとって負担が大きく軽減される上、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

また、医療現場においては、届出漏れに左右されず、住基情報という公的データに基づき受給者証の記載内容が適正化されることで、健康保険証との情報不一致による混乱が解消され、円滑な会計処理が可能となる。

さらに、市町村においては、住基情報に基づき、能動的に受給者台帳の更新が可能となる。これにより、変更届の案内、窓口対応、紙書類の管理コストが大幅に削減され、職員の負担軽減と業務効率化につながる。

加えて、住基情報の連携により、都道府県・市町村間での情報不一致が解消され、行政データの正確性・信頼性が向上する。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 32 条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 47 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、川崎市、平塚市、尾張旭市、三重県、堺市、別府市

○自立支援医療受給者証所持者が転居等を行った場合、転居等手続き後にそのまま障がい福祉窓口にて変更届手続きを行うよう案内しているが、窓口同士が離れているため、該当者にとって手間となっている。

○記載事項変更届の提出を不要とすることで事務負担の軽減が図られる。また、障害者本人の手続負担も軽減されることに加え、窓口への来庁者が減少することで混雑が緩和され他の来庁者の利便性向上が図られる。県への進達事務において、電磁的記録による報告が可能となれば事務負担の更なる軽減が図られる。

○手続が障害者等の大きな負担となっているほか、窓口の混雑や待ち時間の増大につながっている。

○本人からの届出がない限り、県で情報が更新されないため、住基情報と台帳の情報に不一致が生じているケースがある。これにより、サービスの案内漏れのリスクが生じており、またデータの正確性が担保されていない状況となっている。また、当該制度の利用者はその障がいのため自身で手続きができない人も多いため、合理的配慮の提供の観点より手続きの簡素化のニーズは高いと思われる。

各府省庁からの第 1 次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）第 47 条により、自立支援医療の支給認定を受けた者等は、氏名や居住地等を変更したときは、市長村にその旨を届け出なければならない（精神通院医療に係る届出については、障害者等の居住地の市町村（障害者等の居住地が明らかでない場合はその障害者等の現在地の市町村）を経由して都道府県に行う）と定められています。

今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」とこととするという要望であるとすれば、精神通院医療においては、介護保険法における届出等と異なり、施行規則に基づく届出先が都道府県となることから、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。

なお、ご承知のとおり、施行規則に基づく届出の際には、医療受給者証を添えて届け出ることとされており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 56 条第 4 項によりその届出があったときは、その市町村等は、医療受給者証にその旨を記載するとともに、返還することと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護保険法と同様の「みなし届出」制度の導入について検討を行うとのことだが、検討の時期や具体的な方向性が明示されておらず、実現に向けた道筋が不明確である。

まず、精神通院医療においては、介護保険法で規定する被保険者の届出等とは異なり、届出先が都道府県知事であることに言及されているが、いずれにしても市町村が届出の窓口となっており、届出先の違いは制度設計上の技術的な問題に過ぎない。住民基本台帳情報に基づいた、市町村と都道府県の情報連携により、提案の実現は十分可能である。

また、医療受給者証の書換えについては、住所異動手続き時に対応することで窓口のワンストップ化が実現する。現在の二重届出による非効率性と住民負担の解消こそが本提案の核心である。そもそも、受給者証に住所記載が必要なのかを含めて検討いただきたい。

本提案は住民の負担軽減と行政事務の効率化を図る重要な制度改革であり、障害者への配慮の観点からも早急な対応が求められることから、令和8年度内に具体的な制度改革案の策定に向けた調査・検討を行い、令和9年度中の施行を目指すよう、スケジュールを明確にされたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

各府省庁からの第2次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への届出を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①(みなし届出を導入)については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、自立支援医療受給者証においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、自立支援医療受給者証については、実施主体が都道府県である。このため、自立支援医療受給者証の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、自立支援医療費の支給を受ける障害者等(以下「受給者」という。)から、自立支援医療受給者証を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②(住基ネットを活用)については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるとのご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、受給者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、精神通院医療では全国で約266万件の支給認定が行われており、受給者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について受給者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があり、例えば、市町村が受給者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識してお

り、自立支援医療受給者証の氏名及び住所変更に係る都道府県への届出については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	337	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、個人番号並びに変更前及び変更後の氏名又は住所を記載した届書の提出を不要とすること。

具体的な支障事例

障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づき、手当の支給機関に対し記載事項変更の届出が義務付けられている。

この届出義務のために、市町村の窓口では、住基システムにより氏名や居住地変更に関する情報を正確に把握できているにも関わらず、該当者に対して別途届出書の記入・提出を求めている。

これは、実質二度手間であり、本制度の対象者である重度の障害がある本人又はその家族にとって大きな負担となっている。

また、行政側においても、住基情報で事実確認ができていない事項について、改めて届出書の受理・審査・住基情報との照合・編綴管理を行う事務が発生しており、非効率が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳法に基づく届出を行うだけで、障害福祉窓口での重複する書類記入が不要となり、障害者権利条約に基づく合理的配慮の提供が実現し、該当者にとって負担が大きく軽減される上、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

また、市町村においては、住基情報に基づき、能動的に受給者台帳の更新が可能となる。これにより、変更届の案内、窓口対応、紙書類の管理コストが大幅に削減され、職員の負担軽減と業務効率化につながる。

さらに、住基情報の連携により、住所変更の事実を正確に把握できるため、誤支給の防止や振込エラーの減少につながる。

根拠法令等

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第7条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、名古屋市、宮崎市

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所の変更を行った際は、他課で行う変更手続き後に別棟にある障がい福祉窓口にて変更届手続きを行うよう案内しているが、窓口同士が離れているため、該当者にとって手間となっている。また、書類記載の手間もかけている。

○提案団体と同様の支障事例が発生している。記載事項変更届の提出を不要とすることで事務負担の軽減が図られる。また、障害者本人の手続負担も軽減されることにくわえ、窓口への来庁者が減少することで他の来庁者の利便性向上が図られる。

○手続が障害者等の大きな負担となっているほか、窓口の混雑や待ち時間の増大につながっている。

各府省庁からの第1次回答

障害児福祉手当及び特別障害者手当の氏名及び住所変更の手続について、職権で対応する場合の課題や問題の有無などについて、各自治体の見解などを調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体の見解調査を実施する際は、二重届出解消による住民負担の軽減や住基情報連携による業務効率化というメリットを上回るデメリットがあるかという観点で行うべきである。例えば、住基情報から該当者の情報を抽出しなければならなくなるという程度の意見であれば、そもそも記載事項変更の届出が無くなることで受付や管理、催促等の届出に係る事務が無くなることから、業務量の負担増は想定されず、制度変更不可の理由にはならない。

現在、多くの自治体でデジタル化が進展し、住基情報と各種業務システムの連携が技術的に可能となっている。本提案は既存の情報基盤を活用した効率化であり、新たなシステム構築を要するものではない。

本提案は住民の負担軽減と行政事務の効率化を図る重要な制度改正であり、障害者への配慮の観点からも早急な対応が求められることから、令和8年度内に具体的な制度改正案の策定に向けた調査・検討を行い、令和9年度中の施行を目指すよう、スケジュールを明確に示されたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

＜管理番号 334～337 共通事項＞
住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除するといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

＜管理番号 337＞

第1次回答で言及のあった地方自治体の見解調査は速やかに実施し、当該調査結果を踏まえて、共通事項に記載した具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答でお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

障害児福祉手当及び特別障害者手当の氏名及び住所変更の手続については、転居先自治体における手当支給のための事務が必要であることその他、転居先での世帯状況の変化の把握が必要となることから、一律に届出不要とすることは困難であるとする。ただし、受給者から住所変更等の届出が提出されず、自治体における事務が滞る場合などについては、例外的に同一市町村での転居の場合について、自治体が職権で変更することも検討可能と考えるが、その場合の課題や問題の有無などについて、各自治体の見解などを年内に調査した上で、対応を検討、年度内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。